

- 幼稚園では原則として、誤飲、誤嚥等の事故防止のため、保育者が飲み薬を投薬することはできません。  
主治医の診察を受ける時は、当園では原則として昼食時の投薬はできない事、及び、お子さんが〇〇時から〇〇時まで当園に在園している事をお伝えし、可能な限り、昼食時の処方がないように依頼して下さい。
- 但し、医師の判断で、やむを得ない理由で投薬を希望される場合は、万全を期するため以下の「薬連絡票」に必要事項を記載の上、薬を添付して、保護者の方が直接職員へお渡し下さい。
- 薬（外用薬を含む）は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したものに限りです。  
保護者の方の個人的な判断で持参された薬は、投与できません。
- 「薬連絡票」はご家庭でコピーをしてご使用下さい。HP からダウンロードもできます。

◎持参する薬について

- \* 医師が処方した薬には必ず「薬連絡票」を添付してください。「薬剤情報提供書」がある場合も添付してください（1回につき数種類の薬を持参される場合、医師にその薬の内容を確認してください。）。
- \* 使用する薬は1回分、且つ当日分のみご用意ください。
- \* 袋や容器には、お子さんの名前を必ず記載してください。

----- き り と り -----

薬連絡票

年 月 日

依頼者 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

主治医 \_\_\_\_\_

病 名（又は症状） \_\_\_\_\_

- ① 持参した薬は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に処方された
- ② 保管は 室温 ・ 冷蔵庫 ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）
- ③ 薬の剤型は 粉 ・ 液（シロップ） ・ 外用薬 ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）
- ④ 使用する日時は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 昼食前 ・ 昼食後 ・ その他（ \_\_\_\_\_ ）
- ⑤ 塗り薬などの使用法は（ \_\_\_\_\_ ）

投与者サイン（ \_\_\_\_\_ ）